

橋本周辺広域市町村圏組合告示第 6 号

専決処分事項についてをここに公布する。

令和 8年3月25日

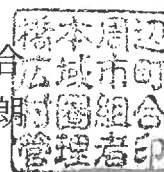
橋本周辺広域市町村圏組合
管理者 平木 哲朗

専決処分書

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本周辺広域市町村圏組合
管 理 者 平 木 哲 朗



橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 2 号ス中「以上」の次に「65 キロメートル未満」を加え、
同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員
42,200 円
- ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員
45,700 円
- タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員
49,200 円
- チ 使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である職員
52,700 円
- ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員
56,200 円
- テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満である職員
59,600 円
- ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員
63,000 円
- ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 66,400 円

第 15 条第 3 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 9 項を同条第 10
項とし、同条第 8 項中「自転車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を

同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金相当額」を「、特別料金等相当額」に、「合計額の」を「合計額)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間に5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。